

マンション 管理状況届出制度

マンションの適切な管理と資産価値の維持のために、
定期的な届出をお願いします。

届け出を通じて、
健康診断のように
確認できるよ！



確認できる主な内容

-  管理組合の運営 ✓
-  経理の状況 ✓
-  修繕の状況 ✓
-  防災の備え ✓

早めに気づいて、安心・安全なマンションライフへ！

届出ると、こんないいことが！



支援情報の提供

各種支援制度などの有益な情報をお届けします。
(管理・防災・耐震・再生等の支援)



資産価値と安全の維持

適切な管理水準を保ち、将来にわたり安全で快適な住環境を維持することで、資産価値の維持が期待されます。

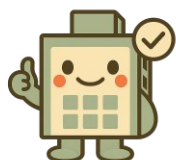


みなさまのご協力が、
住みよいまちづくり
につながります！
よろしくお願いします。

制度の概要

令和8年10月
から開始！

-  ■ 届出の対象：市内のすべての分譲マンション
(賃貸マンションは対象外)
-  ■ 届出る人：管理組合(理事長等)
-  ■ 届出の時期
 - ▶ 令和8年度対象：青葉区・泉区(令和9年度も受付けます)
 - ▶ 令和9年度対象：宮城野区・太白区・若林区・・・以降3年毎に提出
-  ■ 届出の内容：マンションの概要、組合の運営・修繕に関する計画など



届出は、どうやるの？

とっても
簡単！
WEB提出



Step 1: 入力



手引きに沿って
必要事項を入力

Step 2: 総会



内容について
総会で決議

Step 3: 提出



届出書を
データで提出

完了！



▲届出書や手引きの
ダウンロードもこちら



Q & A よくあるご質問にお答えします！



Q: 青葉区・泉区のマンションで届出制度開始前に総会が終わっている場合は？

A: 次の総会で決議のうえ令和9年度中に提出いただければ問題ありません。

Q: 総会で何を決議すればよい？ 総会の議案書の例があると助かるのですが。

A: 届け出ることと、その内容を決議願います。議案書等の例を市HPに掲載しています。

Q: マンション管理計画認定を取得していますが、届出も必要ですか？

A: 届出は必要ですが、記載内容の省略が可能です。

※(一社)マンション管理業協会によるマンション管理適正
評価制度登録マンションも、記載内容の省略が可能です。

Q: 管理組合の運営に課題を抱えており、届出書の作成や総会の決議が難しいです。

A: 専門家が相談に対応する支援制度があります。詳しくは届出手引きをご覧ください。

あなたのマンションの 未来 のために。ご協力をよろしくお願いいたします！
～届出書のダウンロードや制度の詳細は仙台市HPをご覧ください～



お問合せ

- 仙台市 都市整備局 住宅政策課 居住推進係
- 電話：022-214-8306
- Eメール：mansion_kanri@city.sendai.jp

新築マンションについても、分譲開始前に
分譲事業者による届出が必要です
詳しくは、仙台市HPをご確認ください。→→→

